

報告第7号

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替等について

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替等について次のとおり報告する。

平成15年3月24日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替等について

新居浜市・別子山村合併協議会規約第7条第1項第1号及び同項第7号に定める委員について、新居浜市 片上孝光助役の辞職に伴い、新たに新居浜市 鈴木暉三弘助役が選任されたので、次のとおり委員の委嘱及び解職を行った。

また、同項第6号に定める委員について、佐々木義実委員の死亡に伴い、次のとおり解職を行った。

区 分	委嘱された委員	解職となった委員	委嘱日又は解職日
規約第7条第1項 第1号委員 (助 役)		片 上 孝 光	平成14年12月31日
規約第7条第1項 第1号委員 (助 役)	鈴 木 暉 三 弘		平成15年1月1日
規約第7条第1項 第7号委員 (両市村の職員のうちから両市村の長が協議して定めた者)		鈴 木 暉 三 弘	平成14年12月31日
規約第7条第1項 第6号委員 (両市村の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者)		佐々木 義 実	平成14年12月19日

報告第 8 号

合併協定調印式以後の経過について

平成 1 4 年 1 1 月 2 日の合併協定調印式以後の合併に関する経過を、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 3 月 2 4 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

合併協定調印式以後の経過について

年 月 日	内 容
平成14年	
11月 2日	・合併協定調印式
8日	・新居浜市臨時市議会 合併関連議案議決 別子山村臨時村議会 "
12月 2日	・新居浜市長と別子山村長が愛媛県知事に廃置分合申請を行う。
12月 9日	・愛媛県議会で市村の廃置分合議案 議決
12月 2日	・愛媛県知事が市村の廃置分合を決定し、総務大臣に届出する。
18日	・別子山村森林組合 電気供給事業を住友共同電力株式会社に承継する旨、両者合意。
平成15年	
2月 3日	・総務大臣 告示 ・新居浜市 字の区域を新たに画する旨の告示を行う。 (字名 別子山を新設)
18日	・合併村民懇談会(新居浜市主催・別子山村にて開催)
25日	・愛媛県 字の区域を新たに画する旨の告示を行う。
27日	・別子山村長 特別講演会(新居浜市職員管理職等対象)
28日	・宇摩地区広域市町村圏組合 別子山区域内の消防事務の委託に関する規約の議案を提案及び議決
3月 3日	・新居浜市議会 合併協議会廃止議案及び合併関連議案提出
11日	・別子山村議会 合併協議会廃止議案等 議案提出及び可決

報告第9号

別子山村の特別職の職員の身分の取扱いについて

別子山村の特別職の職員の身分の取扱いに関する協議について両市村の長の協議の結果を、次のとおり報告する。

平成15年3月24日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合に伴う特別職の職員の身分の取扱いに関する協議書

平成15年4月1日から宇摩郡別子山村を廃し、その区域を新居浜市に編入することに伴う別子山村の特別職の職員の身分の取扱いについて、合併協定書の「9 特別職の職員の身分の取扱い」の協議事項に基づき、次のとおり定めるものとする。

- 1 別子山村長は、失職するものとする。
- 2 別子山村助役は、新居浜市の非常勤の参与として任用するものとする。
- 3 別子山村教育長は、新居浜市の一般職の職員（新居浜市の課長職）として、身分を引き継ぐものとし、その際の、給与、配置及びその他の取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

平成15年3月12日

新居浜市長 佐々木 龍

別子山村長 和田 秋 廣

報告第10号

別子山村区域内の消防事務の取扱いについて

新居浜市と宇摩地区広域市町村圏組合との間における消防事務の委託に関する規約が宇摩地区広域市町村圏組合議会で平成15年2月28日議決されたので、次のとおり報告する。

平成15年3月24日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

議案第1号

新居浜市と宇摩地区広域市町村圏組合との間における消防事務の委託に
関する規約の制定について

新居浜市と宇摩地区広域市町村圏組合との間における消防事務の委託に関する規約を別紙のように定める。

平成15年2月28日提出

宇摩地区広域市町村圏組合

理事会代表理事 篠永善雄

議案説明

新居浜市別子山区域内における消防事務の委託要請に伴い、地方自治法第252条の14の規定により、新居浜市との消防事務の委託に関する規約を定めるものである。

新居浜市と宇摩地区広域市町村圏組合との間における消防事務の委託に
関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 新居浜市 (以下「甲」という。) は、新居浜市別子山区域内における消防に関する事務 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を宇摩地区広域市町村圏組合 (以下「乙」という。) に委託する。ただし、次の各号に掲げる事務については、この限りではない。

- (1) 消防団に関する事務
- (2) 消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務
- (3) 火災予防に関する事務
- (4) 火災原因調査に関する事務
- (5) 愛媛県事務処理の特例に関する条例 (平成 1 2 年愛媛県条例第 1 1 号) に規定する高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の保安に関する事務

(管理及び執行の方法)

第 2 条 前条に規定する委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程 (以下「条例等」という。) の定めるところによるものとする。

(経費の負担方法)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、乙の長が甲の長と協議して定めるものとする。この場合において、乙の長は、あらかじめ委託事務に要する経費に関する書類を甲の長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第 4 条 乙の長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入は、すべて乙の収入とする。

(経理)

第6条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしておくものとする。

(事務管理状況等の通知)

第7条 乙の長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲の長に通知するものとする。

(決算の場合の措置)

第8条 乙の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算を甲の長に通知するものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第9条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃した場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、甲の長は直ちに当該条例等を公表するものとする。

(水利施設)

第10条 甲は、委託区域内の消火活動に常に有効に使用し得るよう水利施設を設置し、維持及び管理するものとする。

(施設等の使用)

第11条 甲は、乙が委託事務の管理及び執行のために必要な甲の施設等無償で乙に使用させるものとする。

(連絡会議)

第12条 甲の長は、委託事務の管理及び執行について、乙の長と連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(規約の告示等)

2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止の手続)

3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合は、4月前までに相手方に通知し、協議しなければならない。

4 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日を以ってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2（省略）

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6（省略）

第252条の3～第252条の13（省略）

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

第252条の15～第291条の15（省略）

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第 2 9 2 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

報告第 1 1 号

電気供給事業について

電気供給事業について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 3 月 2 4 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

電気供給事業について

別子山村森林組合が行っている電気供給事業を平成 1 5 年 4 月 1 日から住友共同電力株式会社が同事業を承継することについて、別子山村森林組合、住友共同電力株式会社、別子山村及び新居浜市は、平成 1 4 年 1 2 月 1 8 日、基本合意書を取り交わした。

報告第12号

別子山診療所について

別子山診療所について、次のとおり報告する。

平成15年3月24日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

別子山診療所について

合併協定書の「22-14 保健事業の取扱い(2)別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。」の協議事項に基づき、平成15年4月2日から、別子山診療所を次のとおり開設する。

別子山診療所概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 名称 | 新居浜市医師会別子山診療所 |
| 2 | 住所 | 新居浜市別子山乙241番地の6
新居浜市総合福祉センター別子山分館 内 |
| 3 | 運営 | 新居浜市医師会 |
| 4 | 診療科目 | 内科 |
| | 日時 | 毎週木曜日14時～16時
但し、平成15年4月は毎週水曜日14時～16時
5月1日は休診
休診日 国民の祝日、8月16日、10月18日
12月29日～1月3日 |
| 5 | 勤務者 | 医師 山岡 伸三
看護師 高橋 いづみ
事務員 三浦 千夏 |
| 6 | その他 | 別子山診療所開所式は平成15年4月2日(水)
13時30分からを予定 |